

4 輸国第5910号

関税割当公表第 66 号の 2

令和 5 年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割
当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令
第 69 号）第 3 条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、
関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けるもの
及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

令和 5 年 4 月 3 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36
号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの製造
に使用するもの以外のもの）

2 用途及び割当数量

(1) 単体飼料用（丸粒）	3 2 0 , 6 0 0 トン
(2) エチルアルコール及び蒸留酒用	6 5 , 2 0 0 トン
(3) コーンフレーク用	1 , 5 0 0 トン
(4) コーングリッツ、コーンミール 及びコーンフラワー用	1 3 0 , 4 0 0 トン
(5) その他用	1 7 , 2 1 0 トン

合計割当数量

534,910トン

3 通関期限 令和6年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて（令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第66号）による。